

国技建管第1号  
平成28年6月17日

各地方整備局 技術調整管理官 殿  
北海道開発局 技術管理企画官 殿

大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長

#### 余裕期間制度の活用について

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営管第355号、国営計第75号、国北予第25号）や「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」（平成27年12月25日付け国地契第44号、国官技第257号、国営管第356号、国営計第76号、国北予第26号）により、余裕期間制度の設定について通知しているところであるが、この度、更なる余裕期間制度の活用にむけた参考資料として、別添「余裕期間制度の活用について」のとおり定めたので、余裕期間制度の運用における参考にされたい。

国技建管第1号の2  
平成28年6月17日

沖縄総合事務局 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長

余裕期間制度の活用について

標記について、別添のとおり各地方整備局等あてに通知したので、貴局におかれても準拠されたい。

# 余裕期間制度の活用について

平成28年6月  
大臣官房技術調査課

## 1. 余裕期間制度とは

余裕期間制度は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間<sup>※1</sup>を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。

柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資すると考えており、工事の発注において、積極的に活用することとしている。

余裕期間制度には、次の方法がある。

- ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「フレックス方式」という。）

※1「余裕期間」：契約期間内であるが、工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、現場工事に着手してはならない期間である。  
現場工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。

















